

学校教育における発達障害者支援に関する学校と関係機関との連携体制に関する調査研究

研究代表者 本田秀夫（信州大学医学部子どものこころの発達医学教室）
研究協力者 田中裕一（公益財団法人兵庫県青少年本部 兵庫県立 山の学校）

研究要旨：学校教育における発達障害児支援に関する学校と関係機関との連携体制について把握することを目的として、法令や文部科学省の通知等を基に整理を行った。2007年4月の特別支援教育の制度化により、学校教育における発達障害児への教育が全国的に開始されることとなる。それに先駆けて、学校の体制整備を目的として「小、中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制整備のためのガイドライン（試案）」（2004）を文部科学省が作成し、そこでは学校と関係機関との連携の必要性について触れられている。その後も、特別支援教育推進のために福祉等との連携の必要性を示した「特別支援教育の推進について（通知）」（2007）、教育の充実や合理的配慮の提供のための関係機関との連携を示した「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（2012）、就学先決定等における関係機関との連携を示した「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」（2021）、個別の教育支援計画作成時に関係機関との情報共有の必要性を示した「学校教育法施行規則改正」（2018）などにより、学校と関係機関が連携するための体制づくりは行われてきた。年々、連携体制が構築されてはいるものの、地域や学校により格差があると思われる。今後は、全国、どの学校に在籍したとしても、幼児児童生徒の自立と社会参加のために、学校と関係機関との連携が実施できる体制づくりが求められている。

A. 概要と目的

学校教育における発達障害児支援に関する学校と関係機関との連携体制のための制度構築の状況について整理を行った。

るものを整理するとともに、学校と関係機関との連携についての法令等について整理する。

（倫理面への配慮）

本報告は、公にされている文献の概要を取り扱う調査であり、人権上の不利益に繋がる内容、企業等との利益相反は無い。

B. 研究方法

発達障害児の教育が位置付けられた特別支援教育の制度化以降の教育関連の法令や文部科学省の通知等から、発達障害に関する

C. 研究結果

特別支援教育の制度化以降の教育関連の法令や文部科学省の通知等から発達障害に関するものを整理した（表「学校教育における発達障害者支援に関する主な施策、法令、報告等」参照）。

そのうち、本研究と関連の深い学校と関係機関との連携に関する法令や通知について報告する。

(1) 「小、中学校における LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制整備のためのガイドライン（試案）」文部科学省（2004）

2007 年度の特別支援教育の制度化に向けて、すべての小、中学校がどのような体制を構築すべきかについて示したガイドライン。発達障害のある子どもの教育において、小、中学校において関係機関との連携の必要性を示した。

その中では、国レベルの教育・福祉・医療等の関係機関との連携体制のための特別支援教育ネットワーク推進委員会の設置を、都道府県レベルでは広域特別支援連携協議会の設置、一定規模の地域レベルでは特別支援連携協議会の設置を求めている。また、教員だけでなく、心理学の専門家、医師等で構成する専門家チームの設置を都道府県に求めた。

さらに、各学校に対して、医療、福祉等の外部の専門機関等との連携の推進や専門家チームの活用を求めた。

(2) 「特別支援教育の推進について（通知）」文部科学省（2007）

これまでの特別支援学校を中心とした特殊教育からの転換により、障害のある子どもが在籍するすべての学校で実施されることとなった特別支援教育において、(1) ガイドラインに示されている内容を設置者や学校に求める通知。

各学校及び各教育委員会等に対し、必要に応じて、発達障害者支援センター、児童相談所、保健センター、ハローワーク等、福祉、医療、保健、労働関係機関との連携を図ることを求めた。

(3) 「学校教育法施行令の改正」及び「教育支援資料～障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実～」文部科学省（2013）

障害のある児童生徒の就学先決定の仕組みについて規定している学校教育法施行令を改正するとともに、その際の各設置者が実施する就学先決定の手続きに資する資料として作成した。

改正内容として、これまでの就学基準（学校教育法施行令第 22 条の 3）に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、専門家の意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、市町村教育委員会が就学先を決定することとなった。

そこで、教育支援資料では、就学先の決定に当たって、教育委員会担当者、教育・保育の担当者、保健・福祉の担当者、医療担当者等、多くの関係者が関わるようになることから、これまで以上にこれらの関係者が相互に密接な連携を図り、本人、保護

者も含めた関係者の合意形成のもと、円滑な就学支援ができることが求めている。

(4) 「放課後等デイサービスガイドライン」にかかる普及啓発の推進について（事務連絡）」文部科学省（2015）

小、中学校等に在籍している発達障害児の利用も多い放課後等デイサービス事業者の運営等に関するガイドラインを厚生労働省が作成し、放課後等デイサービス計画と学校で作成する個別の教育支援計画との連携を求めた。

そこで文部科学省は、学校との間で相互の役割の理解を深めるため、保護者の同意を得た上で学校における個別の教育支援計画等と放課後等デイサービス事業所における放課後等デイサービス計画を共有することなどにより、学校と放課後等デイサービス事業所との連携を求める事務連絡を发出了した。

(5) 「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の策定」文部科学省（2015）

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が2013年に制定され、障害による差別的取扱いの禁止や合理的配慮の不提供の禁止が示された。制定時には、障害による差別的取扱いの禁止は国・地方公共団体等（国公立学校など）、民間事業者（私立学校など）ともに法的義務があり、合理的配慮の不提供の禁止については国・地方公共団体等（国公立学校など）は法的義務があったが、民間事業者（私立学校など）は努力義務とされた（2021年6月の障害者差別解消法改正

により、民間事業所に対しても法的義務となった。ただし、施行については、公布日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日となっている）。その努力義務とはどのようなことであるかを示しているものが、対応指針になる。

その中では、合理的配慮の合意形成や研修・啓発などの場面において、医療、保健、福祉等の関係機関や障害者関係団体と連携することなどが求められている。

(6) 「改正発達障害者支援法」施行（2016）

発達障害者支援法は、議員立法により2004年12月に成立し、2005年4月1日から施行された法律であり、この法律により、発達障害の定義と法的な位置づけが確立され、これまで支援の対象から外れていたLD、ADHD、ASD等が支援の対象となった。2016年6月に、その法の目的・基本理念や定義、および国民の責務、就労の支援、教育等の内容が改正された。

そこでは、発達障害者の支援において、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関および民間団体相互の緊密な連携の下に、その意思決定の支援に配慮しつつ、切れ目なく行われなければならないことなどが示されている。

(7) 「発達障害を含む障害のある子どもに対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～」文部科学省（2017）

障害者差別解消法制定や学校教育法の改正、学習指導要領の改訂など制度の変更が

あることから、(1) ガイドラインを全面的に見直した文書。

これまでのガイドラインでも、学校と関係機関との連携の必要性について示されていたが、今回のガイドラインで学校内における役割分担やその活用方法などについて、さらに具体的に記載されることとなった。

(8) 「「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト」報告」及び「学校教育法施行規則改正」文部科学省
(2018)

障害のある子どもの自立と社会参加のために、教育と福祉がより連携して、家庭や本人を支えることができるよう、文部科学省と厚生労働省の副大臣が立ち上げた「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト」の報告が2018年3月なされ、そこでは、学齢期の障害のある子どもが放課後等デイサービス等の福祉制度を利用しているが、取組内容の共有や緊急時の対応などの連携ができていないことが指摘された。

そこで、文部科学省は同年8月に学校教育法施行規則を改正し、「「個別の教育支援計画」を作成する際には、当該児童生徒又は保護者の意向を踏まえつつ、保護者や関係機関等と当該児童等の支援に関する必要な情報の共有を図らなければならないこと」と定めた。

(9) 「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」文部科学省
(2021)

2021年1月にまとめられた「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告」を受け、(3)「教育支援資料」の内容について、障害のある子どもの就学先となる学校（小中学校等、特別支援学校）や学びの場（通常の学級・通級による指導・特別支援学級）の適切な選択に資するよう改訂を行うとともに、就学に係る一連のプロセスとそれを構成する一つ一つの取組の趣旨を、就学に関わる関係者の全てに理解してもらうために改訂した文書。

そこには、早期発見と早期支援、一貫した教育支援実施、移行期の教育支援、引継ぎ、進学や就職、就労等に向けた取組などの場面において、家庭や医療、福祉、保健、労働等の関係機関との連携強化の必要性が示されている。

D. 考察

表や(1)～(9)に示したように、学校と関係機関との連携に関するさまざまな法令や通知等が示されており、連携を進めるための法制度は進んできていると言える。

しかし、各設置者、各学校が、現在、関係機関とどのように連携をし、どのようなことが課題となっているのかなどについて、文部科学省の調査はなく、また、近年の連携状況について、全国的な状況を調査した論文も見つからない。

これらのことから、学校と関係機関との連携に関する全国的な現状と課題が未整理の状態であると言える。

E. 結論

法制度の整備や通知等から、設置者や学

校における環海機関との連携は、少しずつ進んできていると思われる。

しかし、設置者や学校による取組に地域差があるように、全国の関係者からの聞き取り等をしている筆者が感じている。

学校と関係機関との連携をより促進するためには、連携の現状を調査するとともに、その課題を明らかにし、地域や学校規模等によるモデルを示すことが必要ではないかと考える。

F. 研究発表

無し

H. 知的財産権の出願、登録状況

無し

<文献>

・文部科学省（2018）：改訂第3版 障害に応じた通級による指導の手引：解説とQ&A

・文部科学省初等中等教育局特別支援教育課（2019）：初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド

・田中裕一監修（2019）：新版「特別支援学級」と「通級による指導」ハンドブック、東洋館出版

・田中裕一（2022）：通常学級の発達障害児の「学び」を、どう保障するか～学校・家庭・福祉のトライアングル・プロジェクト～、小学館

表 学校教育における発達障害者支援に関する主な施策、法令、報告等	
1992.3	通級による指導に関する充実方策について（審議のまとめ）
1999.7	学習障害児に対する指導について（報告）
2001.1	21世紀の特殊教育の在り方について（最終報告）
2003.3	今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）
	通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査結果公表
2004.1	小、中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制整備のためのガイドライン（試案）
2005.4	発達障害者支援法の施行
2005.12	特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）
	障害者の権利に関する条約の国連における採択
2007.4	学校教育法の一部を改正する法律の施行（障害種別を超えた特別支援学校等）
	特別支援教育の推進について（通知）
2007.9	障害者の権利に関する条約の署名
2008.4	小学校・中学校の学習指導要領および幼稚園の教育要領の改訂
2009.8	高等学校における特別支援教育の推進——高等学校ワーキンググループ報告
2011.8	障害者基本法の一部を改正する法律の施行（障害者の定義の見直し等）
2012.7	共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）
2012.12	通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について
2013.4	障害者総合支援法の施行
2013.9	学校教育法施行令の改正（就学手続き等の改正）
2013.10	教育支援資料～障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実～
2014.1	障害者の権利に関する条約の批准
2015.4	「放課後等デイサービスガイドライン」にかかる普及啓発の推進について（事務連絡）
2015.11	文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の策定
2016.4	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の施行
2016.8	発達障害者支援法の一部を改正する法律（改正発達障害者支援法）の施行
2016.12	学校教育法施行規則の一部を改正する省令の公布（高等学校における通級による指導の制度化等）

	義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正（小中学校段階の通級による指導に係る教員定数の基礎定数化等）
2017.3	発達障害を含む障害のある子どもに対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～ 幼稚園教育要領、小学校及び中学校学習指導要領公示
2017.4	特別支援学校幼稚部教育要領 小学部・中学部学習指導要領公示
2018.3	高等学校学習指導要領公示 「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト」報告
2018.4	高等学校における通級による指導の開始
2018.8	学校教育法施行規則改正（個別の教育支援計画作成時の本人・保護者の意向確認と情報共有の義務化等）
2019.2	特別支援学校高等部学習指導要領公示
2019.3	初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド
2020.1	新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）
2021.3	「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について（諮問）
2021.6	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の改正 障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～ 個別の教育支援計画の参考様式について（通知）
2021.7	生徒指導提要の改訂に関する協力者会議 第1回
2021.8	学校教育法施行規則の一部改正（医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員、情報通信技術支援員等の名称及び職務内容の規定等）
2021.10	「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」有識者会議 第1回 特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議 第1回
2021.12	特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等に関する有識者会議 論点整理 特別支援学校教諭の教職課程コアカリキュラムに関するワーキンググループ 第1回